2012年度国際私法II　期末試験

高橋宏司　出題

第一問

京都に本店を置く日本法人Ｘは、神戸に本店を置く日本の海運会社Aとの間で、毛皮コート100着の神戸港から甲国の港までの運送契約を締結した。さらに、Xは、本件コートの運送中の紛失に備えて、京都に本店を置く日本の保険会社Ｙとの間でＸを被保険者とする貨物海上保険契約をYの京都本店にて締結した。本件保険契約には、「本保険は、一切の填補請求に対する責任及びその決済に関しては、イギリス法によることを約束する」という条項がある。甲国法では、動物愛護の精神により、本件毛皮コートの輸出入は禁止されており、禁輸品を対象とする貨物海上保険契約は無効とされているが、イギリス法および日本法では、本件コートの輸出入は合法である。運送中に本件コートのすべてが紛失したので、Xは、Yに対して日本で訴えを提起して、本件保険契約に基づく保険金の支払を請求した。Yは、(1)保険金支払債務が時効消滅していること、 (2)Xが本件コートの価額を虚偽通告したので本件保険契約は無効であること、(3) 本件コートの輸入が甲国法で禁止されているため本件保険契約が無効であることを根拠に、Xの請求を争っている。裁判所は、(1)から(3)のそれぞれについて、何国法を適用して判断すべきか論ぜよ。(期末試験総点80点中60点)

第二問

日本に住所を有する19才の甲国人Yは、乙国に住所を有する21才の日本人Xとの間で、乙国において対面により単独で売買契約を締結した。それから3年後、XはYに対して、契約違反の損害賠償を請求して、日本で訴訟を提起した。Yは、自らの年齢にもとづく行為能力制限を根拠として、本件契約の有効性を争うことができるか。甲国法および乙国法について、以下のことが分かっているとする。

甲国法では、成年年齢は20才であり、未成年者が単独で締結した契約は無効であるとされている。甲国の国際私法では、行為能力は住所地法によるとされている。

乙国法では、成年年齢は20才であり、未成年者が単独で締結した契約は、契約締結の時から2年間に限り、成年になった後であっても、取り消すことができるとされており、取り消された契約は遡及的に無効となる。乙国の国際私法では、行為能力は契約締結地法によるとされている。

　参考条文) 日本民法4条、5条2項、124条1項、126条

(期末試験総点80点中20点)